

覺書

一 井清工場主は從業員代表日本労働總同盟紡織部協同組合友禰工
 友部長富田繁造ハ今般ノ内類ヲ去ノ條件ニ依リ内滿解決シタリ
 依ツテ吾後日覺書全文ニ順依成シ各一編ヲ所持スルモノナリ
 從來ノ請員制ヲ廢シ職工一名ニ對シ仕事ノ有無ニ拘ラス月三
 十五日ヲ支給スルコト但シ公休外ハ欠勤トシテ支給セス(一年
 末年始及七月十六日)自己ノ都合ニ依ル欠勤運到早退ハ一日志
 同ノ割ニテ差引クコト
 片給ノ外ニ成績ニ依リ歩合ニ付以上ノ賞與トシテ支給スルコ
 ト其ノ歩合ハ昭和六年五月三十一日現在ノ工賃ヲ標準トシテ
 改正アルトキハ其レニ依ル
 二年四(賞暮)名賃ノ成績ニ應シ更ニ賞與ヲ支給スルコト
 右賞與ノ總額ハ各賃全体ノ半期間ニ於ケル標準工賃ノ二割内
 トシ其ノ裁量ハ工場主一任トス

一 勤勞時間ハ午前七時ヨリ午後五時迄トシ休其時間ヲ含ム

工場主ハ日本労働總同盟ヲ公認シ年四回(一、四、七、十月)労働條
 件協定委員會ヲ開催スルコト特ニ必要ト認メタルトキハ臨時
 ニテ開催スルコト

一 日本労働總同盟ハ其ノ組合員ニ對シ責任ヲ負フ

一 本協定事項ハ昭和六年六月五日ヨリ之ヲ實施スルコト

一 工場主ハ内滿解決費トシテ金三十日ヲ支給スルコト
 昭和六年六月八日

工場主 井清新三郎
 組合代表 富田繁造
 職工代表 出口小一郎

三(通)報候也